

東北地方年金記録訂正審議会（第6回総会）

日時：令和2年4月15日（水）15：57～

会場：東北厚生局16階会議室（花京院スクエア）

○事務局（館野課長補佐）

定刻より少々お時間が早いのですが、皆さんお揃いになりましたので、只今から、東北地方年金記録訂正審議会第6回総会を始めさせていただきます。なお、本会議の発言につきましては、議事録作成の都合上、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。併せて、東北厚生局ホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

私は、本日の司会を務めます東北厚生局年金審査課の館野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに申し上げますが、本日の総会につきましては新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえまして、審議時間を短縮して実施させていただきます。

つきましては、議事（4）「令和元年度年金記録訂正請求状況等について」は、今回は資料の配付のみとさせていただきます、ご説明は、また別の機会にさせていただきますのでご了承ください。

それでは、今回、東北地方年金記録訂正審議会委員に再任された皆様に、任命通知を交付いたします。本来であれば、皆さまに直接手渡しすべきところでございますが、時間の都合もありますことから、あらかじめ机の上にお配りさせていただきました。恐縮ではございますが、ご確認をお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。

「議事次第」に続きまして、「資料1 会長の選任について」、「資料2 審議会の「会長代行の指名」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長の指名」について」、「資料3 東北地方年金記録訂正審議会運営規則の一部改正（案）について」、「資料4 令和元年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」、「別添資料1 地方年金記録訂正審議会規則」、「別添資料2 東北地方年金記録訂正審議会運営規則」以上でございます。資料等に不足はございませんでしょうか。

それでは、令和2年度東北地方年金記録訂正審議会委員の皆さまをご紹介いたします。

お手元に配付しております、議事次第の3枚目「東北地方年金記録訂正審議会委員名簿」をご覧ください。委員の皆さまの所属と役職などは名簿に記載がございますので、恐縮ではございますが五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

○事務局（館野課長補佐）

荒川委員でございます。

○荒川委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）
榎並委員でございます。

○榎並委員
榎並です。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）
大滝委員でございます。

○大滝委員
大滝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）
大場委員でございます。

○大場委員
大場です。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）
木村委員でございます。

○木村委員
木村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）
日下委員でございます。

○日下委員
日下と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）
香高委員でございます。

○香高委員
香高です。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）
佐瀬委員でございます。

○佐瀬委員

佐瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）

佐藤委員でございます。

○佐藤委員

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）

鈴木委員でございます。

○鈴木委員

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

以上、令和2年度の東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は10名でございます。
続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

○事務局（館野課長補佐）

東北厚生局長の峯村でございます。

○事務局（峯村局長）

峯村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）

年金管理官の品田でございます。

○事務局（品田管理官）

品田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）

年金審査課長の宮澤でございます。

○事務局（宮澤年金審査課長）

宮澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）

年金審査課 年金記録調査官の村山でございます。

○事務局（村山年金記録調査官）

村山です。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）

年金審査課 主任年金記録調査官の伊東でございます。

○事務局（伊東主任年金記録調査官）

伊東です。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）

年金審査課 主任年金記録調査官の佐藤でございます。

○事務局（佐藤主任年金記録調査官）

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（館野課長補佐）

最後に、私、年金審査課課長補佐の館野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
なお、令和2年度より東北厚生局年金審査課の課長補佐は1名体制となりました。

○事務局（館野課長補佐）

それでは、本日の議事に先立ちまして、峯村東北厚生局長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（峯村局長）

皆さんこんにちは、4月1日から東北厚生局長に赴任しました峯村と申します。

出身は、前任の鎌田局長と同様に東北の出身でございます。宮城県石巻市の出身です。高校まで石巻で過ごし、地元の高校をでてから大学のほうは宮城県外に進んで参りました。

久しぶりに東北に帰ってきたわけでございますけれども、東北のために身を粉にして働きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の東北地方年金記録訂正審議会総会でございますが、大変皆様お忙しい中、また、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大している中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より年金事業の適正な運営と円滑な推進にご尽力いただいていることにつきましてもこの場を借りて御礼申し上げます。

今回、この年金記録訂正審議会総会を開催するわけでございますが、まず、最初に改めて御礼という形になりますけれども、任期満了となる4名の委員の先生方におかれましては審議会委員への再任をお願いしましたところ、皆様から快く承諾いただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

年金記録の訂正につきましては、ご承知のとおり総務省の第三者委員会の時代を経まして、平成27年4月から厚生労働省の地方年金記録訂正審議会におきまして審査、審議を行う取扱いになっているところでございます。これまでこの審議会におきましても委員の皆様方のご尽力によりまして、

年金記録の訂正・不訂正の妥当性について審議いただき、昨年度（令和元年度）は75件の年金記録訂正請求のご審議をいただきまして、答申をいただき本当にありがとうございます。

令和元年度の特徴を申し上げますと、年々、年金記録訂正請求の件数は、減少傾向にあった訳でございますが、令和元年度は、厚生年金の賞与事案が増えた関係で若干増加しております。

また、請求事案の内容につきましても、従来の消えた年金の性格のものから、勤務実態が届出と相違しているといった事案にシフトしている状況でございます。

いずれにいたしましても、年金は国民の皆様お一人お一人に対しまして、非常に長期にわたり関わりを持つ制度でございます。持続可能で安心できる年金制度の確立のためには、厚生労働省におきまして年金記録管理を厳格に行うことは当然でございますけれども、この他方で、国民の皆様からの年金記録訂正請求があった場合に、この年金記録訂正審議会におきまして、公平、公正な審議が行われることが必要となっているところでございます。

審議会委員の皆様におかれましては大変お忙しいと存じますが、年金記録訂正の公平、公正な判断に引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、今回の総会は、議事次第のとおり、会長の選出や不測の事態に備えた規則の制定・整備といった非常に重要な議題を選出させていただいております。新型コロナウイルス感染症拡大の中での審議になりますけれども、ご容赦いただくとともに、迅速なご審議を心がけますので、なにとぞよろしく願いいたします。私の挨拶は以上でございます。

○事務局（館野課長補佐）

続きまして、本日の会議の成立について、事務局からご報告いたします。

○事務局（宮澤年金審査課長）

年金審査課長の宮澤でございます。

本日の総会は、委員総数10名に対しまして、10名全員の皆様にご出席をいただいております。これは、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

○事務局（館野課長補佐）

それでは、本日の議事に入らせていただきますが、日下会長の任期が満了となりましたことから、再度、会長を選出する必要がございます。

このため、地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項の規定に基づき、会長代行の香高委員に議事の進行をお願いすべきところですが、香高委員も任期満了となりましたことから会長選出までの間、恐縮ですが小職が議事の進行を努めさせていただきます。

【 議事（1） 審議会会長の選出 】

○館野課長補佐

それでは、議事の（1）「東北地方年金記録訂正審議会会長の選出について」です。

資料1をご覧ください。

東北地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされております。

「この方に会長をお願いしてはいかがか」という方がおられましたら、ご発言をお願いいたします。

○大滝委員

はい。日下委員を推薦したいと思います。

○館野課長補佐

只今、「日下委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありましたが、他の委員の皆さま方はいかがでしょうか。

○木村委員

異議なし。

○香高委員

異議ありません。

○館野課長補佐

「ご異議なし」ということで、日下委員に会長をお願いしたいと思います。日下委員、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、日下委員には会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

○日下会長

それではご挨拶申し上げます。昨年度に引き続き会長に選任されました日下でございます。本日の審議会を進めるにあたり、まず一言ご挨拶を申し上げます。

この審議会は、国民の老後の生活を支える年金の記録を適正なものにするために開催されるものであります。記録の訂正を求める方々には切実な思いがそれぞれございますが、それぞれ事案に応じた個別の問題が背景にあり、審議会においては請求者の思いを真摯に受けとめて丁寧な審議を行うことが求められております。

最近では審議会にかかる件数が減少傾向にありましたが、先ほどの峯村局長のお話にありましたように、昨年度は前の年に比べてやや件数が増加しており、今後も引き続き事案の特性を見極めながら慎重な審議を進めていく必要があると思っております。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた審議会の運営ということが一つの課題となっております。本日の総会においても、その議題が議事の中に含まれておりますが、どのような状況になっても工夫をこらしながら充実した審議を心がける必要があると考えております。

今後も事務局と委員の皆様のお力添えをいただきながら、審議会の運営を続けて参りたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

○館野課長補佐

ありがとうございました。

ここからの議事進行は、日下会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○日下会長

それでは、最初の議事に入る前に会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

別添資料2「東北地方年金記録訂正審議会運営規則」第9条「会議の公開」3ページをご覧ください。

運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。

個人情報保護や、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容に関するものについては、非公開とさせていただきます。

また、(5) その他「事務局からの報告等について」も非公開といたします。

議事の(2)の会長代行等の指名、(3)東北地方年金記録訂正審議会運営規則の一部改正及び(4)の訂正請求の受付・処理状況等については公開といたします。

つきまして事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東北厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき議事録を作成してください。

同条第4項の規定により、議事録の署名人として、佐瀬委員と佐藤委員の2名を指名しますので、事務局は議事録の整理ができ次第、新会長と佐瀬委員、佐藤委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらってください。

佐藤委員、佐瀬委員にはよろしく申し上げます。

【 議事(2) 審議会の「会長代行の指名」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長の指名について 】

○日下会長

それでは、議事の(2)「審議会の「会長代行の指名」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長の指名」」に入ります。

資料2をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされております。

また、第6条第2項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、第3項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する」とされております。

以上のことを踏まえ、規則に基づき私の方で「会長代行」、「部会に属すべき委員」、「部会長」を指名させていただきます。

事務局は、「審議会委員構成・部会長(案)」を配付してください。

まず、会長代行には鈴木委員を指名します。鈴木委員におかれては、私に事故があったようなと

きや委員の改選期において会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いいたします。

では、鈴木委員は会長代行席へお移りください。

続きまして、「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名します。

第1部会は、荒川委員、大滝委員、大場委員、佐瀬委員と私の5名で構成し、部会長は私とします。

第2部会は、香高委員、榎並委員、木村委員、佐藤委員、鈴木委員の5名で構成し、部会長には香高委員を指名します。「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名は以上のとおりです。

今後、地方審議会総会の開催は必要な都度、私が招集し、各部会の開催は部会長が招集することになります。委員の皆さまにおかれては、只今、私が指名いたしました部会長の下で、東北厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

また、資料2の2ページのとおり、審議会規則第6条第5項に「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と定められておりますので、今後開催されるそれぞれの部会において、部会長は、部会長代理を指名してください。

【 議事（3） 東北地方年金記録訂正審議会運営規則の一部改正について 】

○日下会長

続きまして、議事の（3）「東北地方年金記録訂正審議会運営規則の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（宮澤年金審査課長）

私のほうから説明させていただきます。資料3をご覧ください。

年金記録訂正審議会総会・部会の運営につきまして、この度の新型コロナウイルス感染症への対応や大規模災害等の不測の事態に備え、一同に会して開催せずとも意思決定ができるような規定を整備しておくことが望ましいとの声が上がっておりまして、本省から関係規定の整備の指示を受けております。これに基づきまして、東北地方年金記録訂正審議会運営規則の一部を改正したいと思います。

資料をめくっていただきまして、3ページ一番上をご覧ください。改正点は赤字で表示しております。第7条の次に7条の2として議決の特例ということを設けまして、読み上げますが「会長は、やむを得ない事情により審議会を開催することが困難であり、かつ緊急に審議会に諮る必要があると認めるときは、電話、文書の送付その他の方法により、当該審議会に諮るべき議題に対する賛否を求めることができる。」第2項として「会長は、前項の規定による結果を審議会の議決とすることができる。」3項「会長は、前項の規定による議決を各委員及び臨時委員に通知するものとする。」としまして、これはおもに審議会ですから総会を想定したものです。

さらにですね、部会につきましては、6ページをご覧ください。最後の15条のところでございます。第15条、部会の適用でございまして、ここに只今、私が申し上げました第7条の2を追加する

ことによって部会でも同様の適用をするということです。

それからもう一つなのですが、今回気づいたのですが、5ページに戻っていただいて、14条、一番下でございますが、14条の上に諮問の取下げという文言が本来入るべきでありましたが、もれていることが今回判明いたしましたので、同時にこちらにも改正いたしたいと思っております。

なお、書面等による審議の具体的な実施方法、議事・議題に対する賛否を求める書面様式等につきましては、別途定めます「東北地方年金記録訂正審議会庶務要領」というものがございます。この庶務要領は、厚生局長定めとなりますので、ご審議いただいて、ご承認いただいたのち局長の決裁がおり次第、次の部会以降にて詳しい事はお示しいたしたいと思っております。運営規則の改正案につきましては以上ですのでご審議よろしくお願いいたします。

○日下会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から、ご質問・ご意見等ございましたら頂戴いたしたいと思っております。

何かございませんか。

特にございませんか。それでは、私のほうから質問させていただきます。

この第7条の2なんですけど、電話、文書、その他の方法によりということですね、直接ですね委員が集まらないで、総会ないし審議会を開催するという、あるいは部会を開催することが想定されているんですけども、具体的に電話で審議会を開催するというのは、どういうやり方で審議会を開催するのか、あるいは総会を開催するのか具体的なイメージを説明いただきたいのが一点。

あともう一つは、その他の方法ということで、例えばweb会議などですね、使っていくということもあるのかなと思うんですけど、実際できるかどうかはともかくとして、そういう方法も考えているかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

○事務局（宮澤年金審査課長）

只今、2つご質問いただきましたが、まず、イメージについてでございますが、こちらで想定しているのがまず、文書によるものをまずは想定しております。なぜかと申し上げますと、ご審議いただくことによって、こういったことを提案して、委員の皆様がどういった意見をお持ちかということで、書面で残しておくというのが、重要と考えておりますので、こういった場合、書面でもって、こういったことを議題としたいということで、皆さんにご通知差し上げまして、それについて、ご意見をいただきたいというのが、まず第1でございます。

ただ、中には書面だけでわからないもの、皆さんのご意見が食い違うものがあるかと思っております。そういった場合には、電話も含めまして、その辺を確認するとか、もしくは皆さんの意見を集約して、こういった意見が出ておりますということで、再度文書を差し上げるとか、そのようなイメージを持っております。私としましては、なるべく、このような文書や電話に対応できるような事案が望ましいかなと。複雑な事案、皆様の見解が分かれるような事案については、ちょっと馴染まないのかもしれないかもしれません。ですから、この文書による審議はやむを得ない緊急的にどうしても議決しなければならない事案がある場合、そういったものを想定しておりますので、なるべくそのような軽微なものから実施していきたいと思っておりますが、中には、そう対処できない場合、どうしても重要な

事案で、どうしてもやらなければならないという事案である場合には、文書、電話等のやりとりで、時間がかかっても仕方ありませんが、そういった場合は、しっかりとやっていきたいと考えております。

それから、その他の方法、web会議と会長からご質問がございましたが、当面webによる会議は、現在は想定しておりません。これは、皆様のご自宅、在宅されている環境でweb会議が開催できるのかどうか、web環境等の確認も必要となって参りますので、こういったことについては、今後の課題かと思えます。国、本省の方に要望いたしまして、web等でテレビ会議のようにできるのが望ましいと思えますので、今後はそういったことも要望して参りたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○日下会長

ありがとうございました。ほかに何かご質問、ご意見はございませんか。

よろしいですか。

特にご意見等がなければ、東北地方年金記録訂正審議会運営規則については、事務局から説明がありました一部改正のとおりとし、本日付けをもって、会長決定といたします。事務局は、実施方法の詳細が決まり次第、各部会において報告してください。

【 議事（４） 令和元年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について 】

○日下会長

次の、議事の（４）「令和元年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」は、省略させていただきます。

【 議事（５） その他 】

○日下会長

それでは、議事の（５）「その他」について事務局から説明をいただきますが、先程、お話ししましたとおり、議事と資料は非公開とします。

傍聴人の方は、いらっしゃいませんね。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

《以降非公開》